一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　御幸小沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県日光市下鉢石町
　九七三番一　一号
　一一四一番　三号から八号まで
　一一四〇番　九号
　九七三番二　十一号
　栃木県日光市日光
　一一四九番　二号及び十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　出流七号沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県栃木市出流町
　字向屋敷　一七三番　一号
　一七二番　十一号
　字下岡　二〇八番一地先道路敷　二号
　二〇八番一　三号
　六一〇番地先道路敷　四号
　字入沢　六一〇番　五号から七号まで
　六〇八番　八号
　六〇七番　九号
　六〇三番　十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　南沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県栃木市西方町本城
　字城山　一四六三番　一号
　一四五一番一　二号
　字中山　二一一六番　三号
　二一〇四番　四号及び五号
　字内出　二〇九四番　六号
　一四六二番一　七号

○国土交通省告示第四百四十八号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十八年三月二日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　和入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第百七十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
　山梨県北杜市須玉町下津金
　字和入　二八三〇番　一号
　二八二七番　二号
　二八二三番一　三号
　二八二三番二　四号
　二八二四番　五号
　二八一八番　六号
　二八〇九番　七号
　二七七六番　八号
　二七八五番一　九号
　二七八〇番一　十号
　二七七三番　十一号
　二七七四番　十二号及び十三号
　二七六四番　十四号及び十五号
　二七六二番　十六号及び十七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　白沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十三年国土交通省告示第百六十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
　山梨県南巨摩郡富士川町鳥屋
　字カニ沢　八〇九番
　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢
　字白沢坂　七二〇六番
　七二〇八番
　七二〇九番
　七二一〇番
　七二一一番
　七二八七番
　七二八八番
　七二八九番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成二十三年国土交通省告示第百六十九号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県南巨摩郡富士川町鳥屋
　字大林　八一四番一地先河川敷　一号及び二号
　八一八番地先河川敷　三号
　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢
　字白沢坂　七二九三番地先道路敷　四号及び五号
　七二九二番地先道路敷　六号
　七二九一番地先道路敷　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　平久住沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県南都留郡道志村
　字平久住尾根　九〇五〇番三　一号
　九〇五〇番　二号
　九〇四七番乙　三号
　字唐沢尾根　九〇五五番　四号
　九〇五六番　五号
　九〇五九番　六号

○海上保安庁告示第十四号

　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十二条の十三第三項の規定に基づき、指定海上防災機関より、その住所及び海上防災業務を行う事務所の所在地について、次のように変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
　平成二十八年三月二日
　　海上保安庁長官　佐藤　雄二
一　指定海上防災機関の住所

変更前	変更後
神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目三番一号	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番五号

○国土交通省告示第四百四十九号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十八年三月二日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　城谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第二十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
　愛媛県四国中央市土居町津根
　九六七番二三地先道路敷　一号から三号まで及び二十号
　九六七番二　四号
　九六七番三　五号
　九六七番四　六号
　九六七番五　七号
　九六七番八　八号から十号まで
　九六七番九地先道路敷　十一号
　九六七番三一　十二号
　九六七番一一地先道路敷　十三号及び十四号
　九六七番一地先道路敷　十五号
　九六七番三二　十六号から十九号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十九年国土交通省告示第二十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　愛媛県四国中央市富郷町津根山
　乙四四〇番一　一号から四号まで